

重大な消防法令違反の建物を 公表します！！

～平成29年4月1日からスタート～

● 違反対象物の公表制度とは？

ホテル、飲食店、物販店など不特定多数の方が利用される建物や、病院、社会福祉施設など一人で避難することが難しい方が利用される建物のうち、立入検査によって重大な消防法令違反（**屋内消火栓設備、スプリンクラー設備又は自動火災報知設備のいずれかの未設置**）のある建物を確認した場合に、これらの建物の情報を大分市ホームページに掲載し、公表する制度の事です。

● 公表方法

大分市ホームページへの掲載

● 公表内容

- | | | |
|---------|--------------------|---------|
| ① 建物の名称 | ② 建物の所在地 | ③ 違反の内容 |
| ④ 公表日 | ⑤ その他消防局長が必要と認める事項 | |



● 防火対象物の関係者の方々へ

公表制度に該当する違反対象物は、**無届けの増築や接続又はテナントが入れ替わる用途変更**によるものがほとんどです。このような変更を検討されている場合は、事前に管轄する消防署予防査察担当班に相談してください。

大分市消防局

〒870-0044 大分市舞鶴町一丁目1番1号
予防課 TEL 097(532)3199

中央消防署 TEL 097(532)2108

東 消防署 TEL 097(527)2721

南 消防署 TEL 097(586)1230